

平成 19 年 7 月 6 日  
日 本 郵 政 公 社

お客さま各位

### 配達ボックス設置協力謝礼金制度の廃止のお知らせ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、郵便事業につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、高層集合住宅等へ、受取人さまの利便向上を図るため、ご不在の場合でも安全・確実に小包郵便物等を配達・保管できる配達ボックスの設置促進を図ることを目的に、配達ボックス設置者の方に対し謝礼金を交付する「配達ボックス設置協力謝礼金の交付制度」を平成 8 年 10 月に創設してまいりました。

近年、配達ボックスの認知度が向上したこと、また新築マンション等を中心に配達ボックスの設置が普及したことから、制度創設当初の目的は達成したと考えられるため、配達ボックス設置協力謝礼金制度を平成 20 年 2 月 29 日（金）までの請求をもって廃止させていただきます（なお、請求の対象となる配達ボックスは、平成 19 年 9 月 30 日（日）以前に設置されたものまでに限らせていただきます。）。

つきましては、趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後とも、なお一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>  
郵便事業総本部  
オペレーション本部集配部  
TEL 03-3504-8054